

## 中間財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表及び当中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成28年度中間期末 (平成28年9月30日)	平成29年度中間期末 (平成29年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	54,421	74,753
商品有価証券	208	-
金銭の信託	1,087	1,208
有価証券	309,937	313,197
貸出金	677,383	681,447
外国為替	1,258	1,140
その他資産	4,458	6,458
その他の資産	4,458	6,458
有形固定資産	16,315	15,962
無形固定資産	692	620
支払承諾見返	1,762	1,567
貸倒引当金	△ 11,862	△ 11,204
資産の部合計	1,055,665	1,085,151
(負債の部)		
預金	900,307	911,580
譲渡性預金	3,300	14,900
借入金	70,142	77,628
外国為替	0	-
その他負債	7,216	3,418
未払法人税等	292	392
リース債務	16	59
その他の負債	6,908	2,966
賞与引当金	375	369
退職給付引当金	3,356	3,321
睡眠預金払戻損失引当金	232	193
株式報酬引当金	-	4
繰延税金負債	289	842
再評価に係る繰延税金負債	1,769	1,755
支払承諾	1,762	1,567
負債の部合計	988,754	1,015,580
(純資産の部)		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,706	16,702
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,955	4,951
利益剰余金	20,844	22,303
利益準備金	712	801
その他利益剰余金	20,132	21,501
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	19,894	21,264
自己株式	△ 142	△ 185
株主資本合計	56,952	58,364
その他有価証券評価差額金	6,248	7,514
土地再評価差額金	3,660	3,653
評価・換算差額等合計	9,909	11,168
新株予約権	49	38
純資産の部合計	66,911	69,571
負債及び純資産の部合計	1,055,665	1,085,151

### 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度中間期 (平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで)	平成29年度中間期 (平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで)
経常収益	9,594	9,334
資金運用収益	7,442	7,500
(うち貸出金利息)	(5,511)	(5,361)
(うち有価証券利息配当金)	(1,901)	(2,110)
役員取引等収益	956	970
その他業務収益	555	134
その他経常収益	639	728
経常費用	7,899	7,673
資金調達費用	523	409
(うち預金利息)	(506)	(403)
役員取引等費用	753	811
その他業務費用	154	408
営業経費	6,172	5,989
その他経常費用	295	54
経常利益	1,695	1,660
特別利益	-	25
特別損失	78	222
税引前中間純利益	1,616	1,463
法人税、住民税及び事業税	261	459
法人税等調整額	90	△ 44
法人税等合計	351	414
中間純利益	1,264	1,049

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成28年度中間期（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	19,544	11,751	4,961	16,712	657	237	19,010	19,904
当中間期変動額								
剰余金の配当					55		△ 332	△ 276
中間純利益							1,264	1,264
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 5	△ 5				
土地再評価差額金の取崩							△ 47	△ 47
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	△ 5	△ 5	55	-	884	939
当中間期末残高	19,544	11,751	4,955	16,706	712	237	19,894	20,844

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 157	56,003	7,017	3,613	10,630	47	66,682
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 276					△ 276
中間純利益		1,264					1,264
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	15	9					9
土地再評価差額金の取崩		△ 47					△ 47
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△ 769	47	△ 721	1	△ 720
当中間期変動額合計	14	948	△ 769	47	△ 721	1	228
当中間期末残高	△ 142	56,952	6,248	3,660	9,909	49	66,911

平成29年度中間期（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	19,544	11,751	4,955	16,706	748	237	20,519	21,505
当中間期変動額								
剰余金の配当					53		△ 321	△ 267
中間純利益							1,049	1,049
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 4	△ 4				
土地再評価差額金の取崩							16	16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	△ 4	△ 4	53	-	744	797
当中間期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	801	237	21,264	22,303

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 143	57,613	6,189	3,670	9,859	49	67,522
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 267					△ 267
中間純利益		1,049					1,049
自己株式の取得	△ 58	△ 58					△ 58
自己株式の処分	15	11					11
土地再評価差額金の取崩		16					16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			1,325	△ 16	1,308	△ 11	1,297
当中間期変動額合計	△ 42	751	1,325	△ 16	1,308	△ 11	2,048
当中間期末残高	△ 185	58,364	7,514	3,653	11,168	38	69,571

## 平成29年度中間期注記事項

(重要な会計方針)

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：39年～50年  
その他：5年～10年
  - 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,136百万円であります。
  - 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法としております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：発生年度に一括損益処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 株式報酬引当金の計上基準  
株式報酬引当金は、当社の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。  
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

- (取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)  
取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について、中間連結財務諸表「平成29年度中間期注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式及び出資金の総額
 

株式	318百万円
組合出資金	280百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
 

破綻先債権額	611百万円
延滞債権額	27,803百万円

 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 

貸出条件緩和債権額	1,649百万円
-----------	----------

 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 

合計額	30,065百万円
-----	-----------

 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 

	6,678百万円
--	----------
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	
有価証券	93,176百万円
担保資産に対応する債務	
預金	472百万円
借入金	76,700百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
 

有価証券	5,090百万円
現金預け金	18百万円

 また、その他の資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 

敷金保証金	124百万円
中央清算機関差入証拠金	3,666百万円
その他の保証金	1,026百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	191,962百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	190,527百万円
(又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 9,850百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	350百万円
金銭の信託運用益	139百万円
株式等売却益	130百万円
償却債権取立益	33百万円
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	304百万円
無形固定資産	112百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	25百万円
株式等償却	5百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

子会社株式(注)	599百万円
関連会社株式	－百万円
合計	599百万円

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

子会社株式には、子会社に対する組合出資金を含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。